

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 役員候補者推薦委員会規程

(総則)

第1条 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会の役員候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）は、定款及び組織運営規程によるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 定款第21条の役員候補者を推薦するため委員会を置く。

2 委員会は、被推薦者の承諾を得て推薦し、委員長が理事会に提案する。

(組織)

第3条 委員会は組織運営規定第21条による東部地区1名、西部地区1名、南部地区2名、北部地区1名の委員と理事（副会長）により構成される。

2 委員は、東西南北各地区の担当理事が推薦を行う。

3 委員長は委員の互選による。ただし理事（副会長）はその任にはあたることができない。

4 第1回目の委員会開催は事務局長が招集する。

5 役員候補者推薦委員が被推薦者となるときは当該委員を辞任しなければならない。

(招集)

第4条 委員会は、随時委員長が招集する。

(会議の議長)

第5条 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(任期)

第6条 委員の任期は定款第25条に準じ、5期以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の改廃等)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成 27 年 2 月 12 日に改正、施行する。